

きほく通信

請願が採択されました

昨秋より取り組み、5月に国会へ提出した「難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進を求める請願」が会期末の6月17日、衆議院、参議院共に採択され、内閣に送付されることが決定しました。

衆・参両院での採択は5年連続、参議院での採択は7年連続になります。新型コロナウイルス感染症の影響により、難病法・改正児童福祉法の施行5年以内の見直しを検討する合同委員会ははじめ、各委員会や行事等が延期となる中で、今年も私たちの請願が採択されたことは、難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の推進に大きな追い風になるものと考えます。

なお、衆議院厚生労働委員会には39件の請願が提出され、採択は7件で、私共以外で採択された請願は以下の通りとなります。

- ・筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願
- ・パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願

- ・官公庁における障害者の法定雇用率を守ることに関する請願
- ・ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願
- ・てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願
- ・てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願

ご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。以上

新しい診療をご活用下さい。

新型コロナウイルス感染の懸念から、お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

電話・オンラインによる診療がますます便利になります。

高額な機器や難しいシステムは不要です。

※実施していない医療機関もあります。

第83号
令和2年
7月15日
発行

難病
患者家族会
きほく

【会長】 神森 和子
紀の川市中三谷
【相談室】 0736(75)4413
【事務局】 千6491612 紀の川市北涌371
森田方 TEL 0736(75)4413

1

診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているか確認
受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口に、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。



かかりつけ医等または最寄りの医療機関

まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関*にご連絡ください。

※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけお住まいの近くの医療機関を選択することをお勧めします。



2

事前の予約

電話の場合
電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えた上で予約します。



オンライン診療の場合

オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

支払い方法の確認

予約の際に合わせて支払い方法についても確認します。

3

診療

診療開始
医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が始まります。

本人確認後、症状説明

まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報や伝えた後に、症状等をご説明してください。電話やオンラインによる診療では診断や処方が必要な場合があることにはご注意ください。



4

診療後

医療機関への来訪を推奨されたら
医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

薬の処方を受けた場合

薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらい最寄りの薬局を医療機関に伝えた上で、診察後、薬局に連絡してください。電話やオンラインによる服薬指導を受けられ、その後、薬が配送されます(薬局に来訪されて服薬指導を受ける必要がある場合もあります)。

会員皆さまの体験、絵画、絵手紙、写真、俳句短歌などの投稿を待っています。